

すべての人に優しい社会になるために

障害者差別解消法への期待

～「差別解消法」を学ぼう！～

講師 DPI(障害者インターナショナル)日本会議 事務局



崔 栄繁(さいたかのり)氏

日時 平成 25 年 10 月 22 日(火)13:30～15:30

場所 浜松市地域情報センターホール

参加者 どなたでも 参加費 1,000 円(浜松協働学舎親の会会員は無料)

障害者差別解消法が 6 月の通常国会で成立しました。2016 年 4 月に施行されます。

この国は障害のある人にとって優しい社会なのでしょうか。私たちの住む地域でも、障害者施設やグループホーム建設を周辺住民から反対される、障害を理由にプールの利用を断られる、差別的な言葉を投げつけられる……そんな例は多々あります。これまではグループホーム建設などの際、行政は、周辺住民の同意や説明会の開催は福祉事業者側に求めてきましたが、この法律では行政が住民の啓発や調整に責任を持つなど、国や自治体に差別解消の責務があることが明示されました。

政府は差別解消の基本方針を定め、分野ごとに直接差別や合理的配慮の具体例を分かりやすく示したガイドラインを定めますが、直接の紛争の解決は国の出先機関と地方自治体が主体となる「差別解消支援地域協議会」を設置して、紛争になった際は障害当事者も交えて**地域で解決に当たる**こととなります。それだけに地域の差別解消に向けた取り組みがとても大切になります。

障害者差別解消法は 2016 年 4 月の施行になりますが、3 年後の施行に向けて啓発や相談活動を通して潜在的な差別の掘り起こしや、紛争解決のシステムを開発していくことが求められます。それぞれの個人の違いや個性が尊重され、差別のないインクルーシブな（包み込む）社会を誰もが望んでいます。障害者だけでなくすべての人に優しい社会になるために新法に期待します。

崔栄繁(さいたかのり)氏のプロフィール

1966 年東京都生まれ。早稲田大学法学部卒業 後、韓国に留学し、ソウル大学大学院に在籍。1999 年帰国後、通訳者・翻訳者をへて DPI 権利擁護センターのスタッフとなり、現在 DPI 日本会議事務局員。担当は障害者権利条約関係、差別禁止法・条例関係、韓国に関する業務、日本障害フォーラム（JDF）関係等。2002 年より 8 回に渡り開催された国連の特別委員会 に、第 5 回を除く全てに日本障害フォーラム（JDF）のスタッフとして参加。現在、JDF 条約小委員会 事務局も担当。介助者歴 7 年。現職のほか、2008 年度より現在まで独立行政法人 JETRO アジア経済研究所外部委員として、韓国の障害者権利法制度（差別禁止法中心）、障害者雇用制度、障害児・者教育制度について研究活動中。
※DPI とは Disabled Peoples' International の略で、日本語では「**障害者インターナショナル**」と訳します。DPI 日本会議は国際的な NGO である DPI に加盟した国内組織です。

【著書・論文等】 『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』（解放出版社、2007）（共著） 『障害者の権利条約と日本』（生活書院、2008）（共著） 『障害者総合福祉サービス法の展望』（ミネルバ書房、2009）（共著） 『概説障害者権利条約』（法律文化社、2010）（共著） 『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』（アジア経済研究所研究双書 No585、アジア経済研究所、2010）（共著）

主催：浜松協働学舎親の会・浜松協働学舎

後援：浜松市浜松手をつなぐ育成会

連絡先 浜松協働学舎根洗寮 053-430-0596 担当：花田

